

第3次淡路市
障がい者基本計画

第5期淡路市
障がい福祉計画

第1期淡路市
障がい児福祉計画

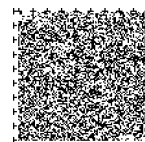


✿ 概要版 ✿



平成30年3月

淡路市

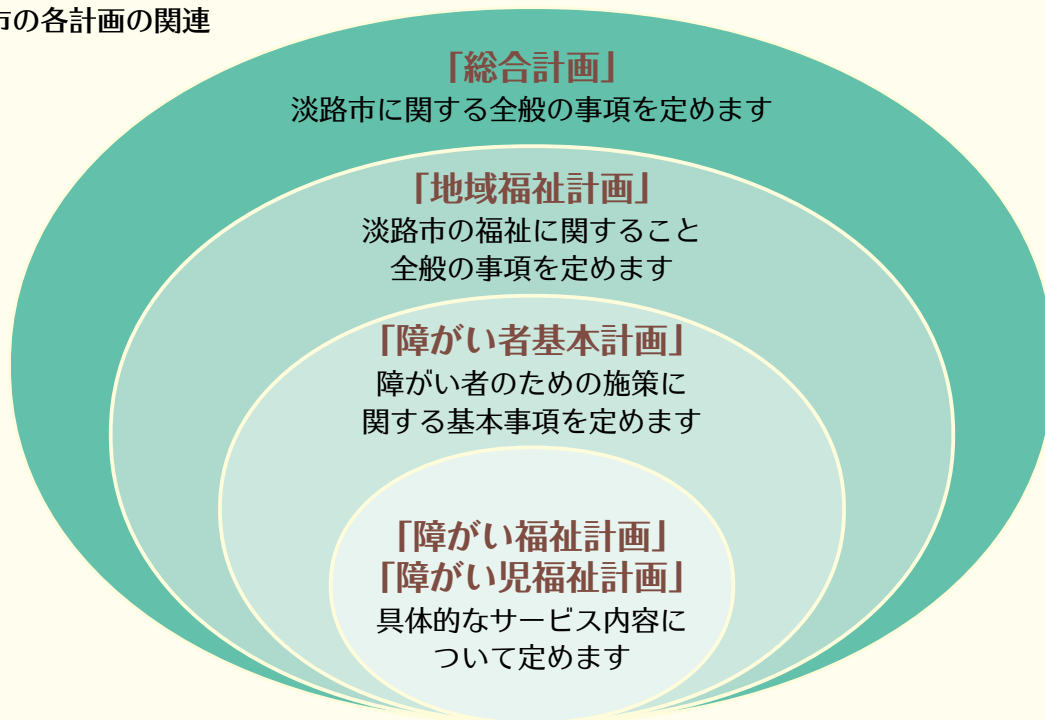


計画の位置づけ

「第3次淡路市障がい者基本計画」は、「障害者基本法」に基づき、障がい者施策を推進するための基本理念、基本目標を定めて、今後の障がい者施策推進の指針となるものです。

「第5期淡路市障がい福祉計画」「第1期淡路市障がい児福祉計画」は、「児童福祉法」に基づき、障がい福祉サービスの一層の充実や障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図ることを目標とします。

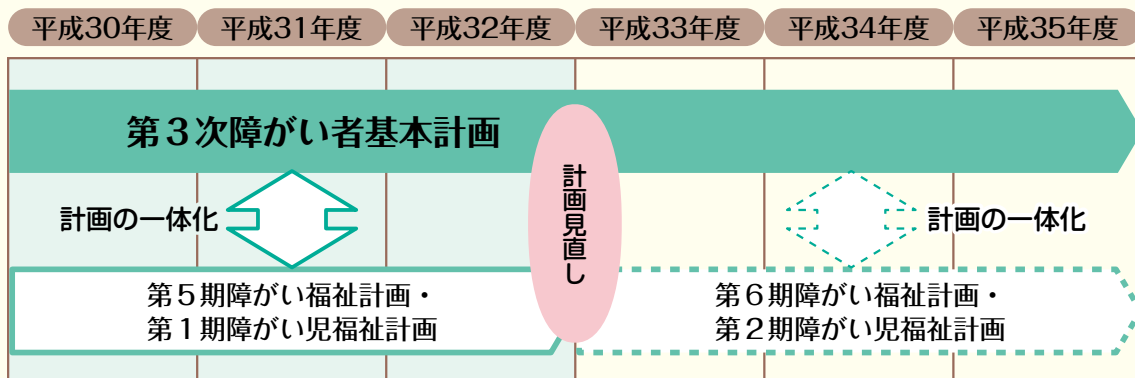
■本市の各計画の関連



計画の期間

「第3次淡路市障がい者基本計画」は、平成30年度から平成35年度の6年間を計画期間とし、社会状況の変化等に対応し必要に応じて中間年(平成32年度)に見直しを行います。

「第5期淡路市障がい福祉計画」「第1期淡路市障がい児福祉計画」は、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。



※元号表記は、本計画策定時点の元号表記としており、今後変更があった場合は、読み替えるものとします。

第3次障がい者基本計画の基本理念と計画の方向

基本理念

助け合い 支え合い
暮らしを共感することができるまちの実現を目指して

住み慣れた地域で、個人として尊重され、仕事や学校、余暇や趣味の活動など、あたりまえの生活を送り、社会に参加できることは、障がいのあるなしにかかわらず誰もが持つ権利です。

すべての市民が対象で、すべての市民によって創り上げられる『地域共生社会』とは、障がいの有無にかかわらず、お互いが「支え手」であり、「受け手」であるという考え方です。

障がい者観の転回を生み出す取組を推進し、社会的障壁の除去に向けた、必要かつ合理的な配慮の必要性について、気づきあえる市民社会を創造します。

計画の方向

1 自立と社会参加への支援

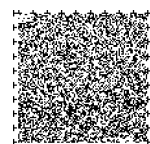
住み慣れた地域で、誰もが持てる能力を発揮し、その人らしい自立生活を送ることができるよう総合的な支援を実施するとともに、誰もが互いに尊重し合いともに活動することができる環境づくりに取り組んでいきます。

2 主体性・選択性の尊重

障がい者が社会の一員としての役割を担うとともに、1人の生活者として自らの生活を自らの意思で選択・決定し、築いていくことを人権尊重、権利擁護の観点から支援します。

3 地域での支え合い

地域資源の活用とともに住民の主体的な支え合いを育み、地域力の向上を推進します。



第3次障がい者基本計画の重点目標

地域共生社会の実現に向けて、包括的な相談支援体制を整備するため、基幹相談支援センターの設置を目指します。

地域生活支援拠点と基幹相談支援センターの設置イメージ(案)

地域生活支援拠点(平成32年度末までに設置すること(国指針))

- 総括・コーディネーター配置
 - 専門的人材の確保・養成
 - 研修会の実施(事例検討等)
 - 困難事例対応(医療的ケア・高齢障がい者等)
 - 地域移行・地域定着
 - 地域の体制(ネットワーク)づくり
 - 自立支援協議会
 - 地域包括ケアシステム(精神障がい含む)
 - 緊急ショートステイの空床確保
 - 一般相談
- など



淡路市内事業所

相談支援事業所

障害者相談支援・障害児相談支援 など

訪問系サービス事業所

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援 など

基幹相談支援センター(市設置)

- 総合的(3障がに対処)、専門的な相談支援
 - 地域の相談支援体制強化
 - ・ネットワークづくり
 - ・困難事例対応
 - 地域移行、地域定着の推進
 - 権利擁護・虐待防止
 - 緊急ショートステイの調整
 - 一般相談
 - 障がい児支援の強化
 - 医療的ケア児支援
- など

日中活動系サービス事業所等

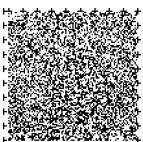
生活介護・就労移行支援・就労継続支援・地域活動支援センター・日中一時支援・児童発達支援・放課後等デイサービス など

居住系サービス事業所

施設入所支援・共同生活援助 など



自宅・一人暮らし



第3次障がい者基本計画の施策の体系

自立と社会参加への支援

主体性・選択性の尊重

地域での支え合い



1. お互いの理解を深める交流、
啓発機会の充実

- (1) 広報・啓発活動の推進
- (2) ともに生きる人づくりの推進
- (3) ボランティア活動の推進
- (4) 交流・ふれあいの場の充実
- (5) スポーツ・レクリエーション及び文化活動の推進

2. 生活支援サービスの充実

- (1) サービス提供体制の整備
- (2) 在宅・日中活動支援の充実
- (3) 生活の場・地域活動の場の整備
- (4) 相談・情報提供の充実
- (5) 生活安定のための施策の充実
- (6) 権利擁護の推進

3. 安心の生活を支える
保健・医療体制の整備

- (1) 保健・医療・福祉の連携

4. 自分らしくいきいきと育つ
保育・療育・教育体制の充実

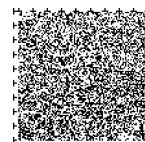
- (1) 就学前療育・保育の充実
- (2) 教育環境の充実
- (3) 発達障がい児支援の充実
- (4) 障がい児支援の強化

5. 働く喜びを感じることができる
就労機会の拡大

- (1) 雇用の場の拡大
- (2) 総合的な雇用・就業支援施策の充実

6. 安心して快適に暮らせる
まちづくりの推進

- (1) 防犯・防災対策の充実
- (2) 住環境の整備
- (3) 道路交通環境の整備





第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画

成果指標（目標年度：平成32年度）

1. 福祉施設から地域生活への移行促進
2. 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
3. 地域生活支援拠点等の整備
4. 福祉施設から一般就労への移行等
5. 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい福祉サービス等の見込み量

1. 障がい福祉サービス等

- (1) 訪問系サービス ●
- (2) 日中活動系サービス ●
- (3) 居住系サービス ●
- (4) 相談支援 ●

2. 地域生活支援事業

【必須事業】

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業 ●
- (4) 成年後見制度利用支援事業
- (5) 成年後見制度法人後見支援事業
- (6) 意思疎通支援事業 ●
- (7) 日常生活用具給付等事業 ●
- (8) 手話奉仕員養成研修事業
- (9) 移動支援事業
- (10) 地域活動支援センター事業

【任意事業】

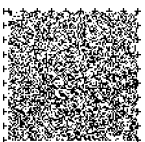
- (1) 日中一時支援事業
- (2) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
- (3) 生活訓練等事業
- (4) 視覚障害者歩行訓練事業
- (5) 訪問入浴サービス事業

3. 障がい児通所支援等

- (1) 障がい児通所支援等 ●

4. 市単独事業

- (1) 市における保育・療育・教育体制の充実 ●
- (2) 自立した日常生活・社会生活への支援 ●



の事業体系

地域生活移行数 7 人

保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置(淡路圏域)
障がいのある人の地域生活支援拠点の整備(淡路圏域) 1 か所
年間一般就労移行者数 5 人
児童発達支援センターの設置 1 か所 他



居宅介護(ホームヘルプ)、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

短期入所(ショートステイ)、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型=雇用型・B型=非雇用型)、就労定着支援、療養介護

共同生活援助(グループホーム)、施設入所支援、自立生活援助

計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

障害者相談支援事業、基幹相談支援センター、住宅入居等支援事業

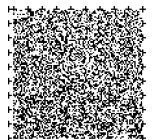
手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業

介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具(住宅改修費)

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置、教育と福祉の協議の場の設置(兵庫県独自項目)、障害児の相談窓口の設置(兵庫県独自項目)

療育事業、特別支援教育の推進、保育所等における取組、障がい児への切れ目のない支援

自動車運転免許取得費助成事業、自動車改造費助成事業、更生訓練給付費支給事業



計画の推進

1 市民・事業者・地域などとの協働の推進

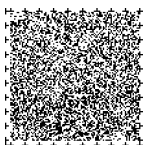
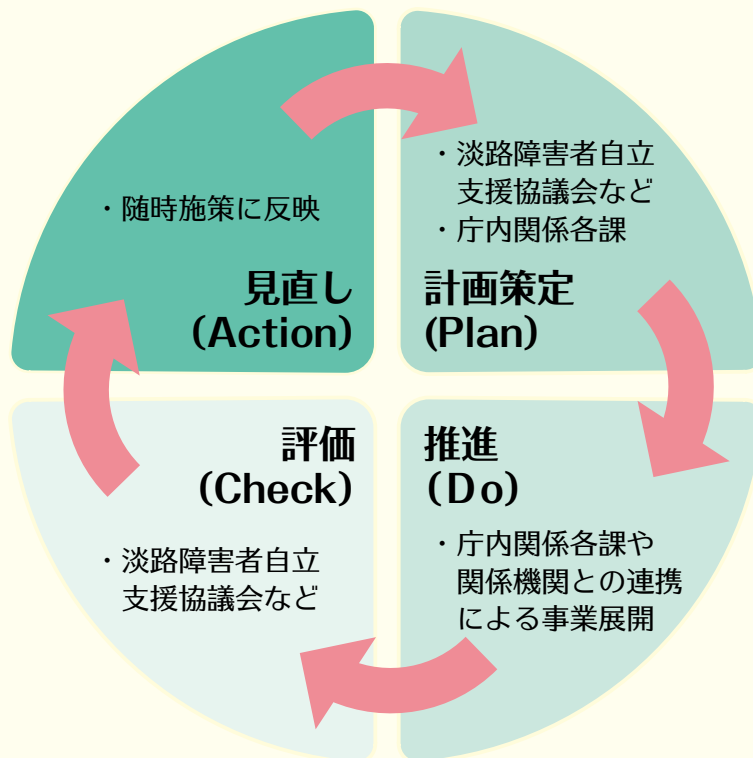
○障がい者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPOなど、様々な団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの推進を図ります。

2 個々の障がい特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施

○障がいのある人への理解の促進に努め、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、安全・安心の支援体制などの充実を図っていきます。

3 計画の達成状況の点検及び評価

○各施策の実施状況などについて、淡路障害者自立支援協議会などに随時意見を聴きながら、計画の進捗管理を行っていきます。



第3次淡路市障がい者基本計画 第5期淡路市障がい福祉計画 第1期淡路市障がい児福祉計画 概要版

発行年月：平成30年3月

発行：淡路市 健康福祉部 地域福祉課

〒656-2292 兵庫県淡路市生穂新島8番地

TEL：0799-64-2510 IPTEL：050-7105-5010 FAX：0799-64-2564